



多胎妊婦健康診査について

豊見城市では令和4年4月より、多胎児(双子など)を妊娠している妊婦の方の負担を軽減するため、多胎妊婦健康診査事業(以下、多胎妊婦健診)を実施します。

【対象】

豊見城市に住民票があり、令和4年4月1日以降に妊婦健康診査を受診する多胎妊婦

【内容】

親子健康手帳を交付した際の、14回の妊婦健康診査受診票に加え、「多胎妊婦健康診査受診票」5回分を追加で交付します。(合計19回)

追加の受診票：9-1回目、9-3回目、9-5回目、9-7回目、9-8回目

※各受診票の助成額を超えた場合や、受診票の内容以外の検査については、自己負担となります。

※余った受診票の払い戻しや、交付を受けた妊婦ご本人以外の使用はできません。

【ご使用方法】

15回目以降の妊婦健康診査受診時に、必要事項を記入し、受診先に提出して下さい。

※ただし、有効期限のない受診票(ピンク色)が残っていない場合は15回目以降でなくてもご使用いただけます。

※「多胎妊婦健康診査受診票」には、数字の大きい方の手帳番号をご記入下さい。

【ご注意】

※豊見城市から転出された場合は、健診費用の助成ができません。

転出先の市町村に直接お問合せください。



(お問合せ先) 豊見城市 子育て支援課

TEL : (098) 850-0143